

<報道発表資料>

令和8年3月31日

自動車運転代行業者の個人情報を含む文書の誤送付について

令和8年3月30日、県が実施する自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく手続きの過程において、個人情報を含む文書を第三者へ誤送付する事案が発生しました。

1 概要

令和8年3月23日、企画財政部交通政策課が実施する自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく手続きの過程において、個人情報を含む文書を自動車運転代行業者へ送付した。

令和8年3月30日、送付先の別階に居住する第三者から交通政策課へ連絡があり、誤って個人情報を含む文書を第三者へ送付していたことが判明した。

令和8年3月30日、誤送付した文書は第三者宅に直接訪問し、謝罪の上、返却いただいた。

《誤送付した文書・件数・文書に含まれる個人情報等》

(1) 文書

行政手続法第30条の規定に基づく弁明機会の付与に関する通知

(2) 件数

1件

(3) 文書に含まれる個人情報等

自動車運転代行業者の名称及び代表者の氏名、予定される不利益処分内容及び不利益処分の原因となる事実

2 原因

文書を送付する際に、封筒の宛名の照合を一人の職員が行っており、確認作業が徹

底されていなかった。

3 対応

申請者など関係する方々に事実関係をお知らせした上で、直接謝罪しました。

4 再発防止策

外部へ送付する文書については、封入する前に複数の職員による宛名と内容物の確認を徹底します。